

総長選考・監察会議（第9回）

令和7(2025)年12月1日(月)

14:30～16:00

議題

1. 運営方針会議からの提案等の対応について
2. 次期総長選考の実施手順等について
3. その他

配付資料

- 1-1. 「総長選考に関する運営方針会議からの提案」への対応について（案）
- 1-2. 総長選考に関する意見の提出について
- 2-1. 次期総長選考の実施手順等について（案）【別冊】
- 2-2. 意向投票～総長予定者の決定（総長選考・監察会議）～記者会見の流れについて（イメージ）

2025 年●月●日

東京大学運営方針会議

議長 本田桂子 殿

東京大学総長選考・監察会議

議長 板東久美子

「総長選考に関する運営方針会議からの提案」への対応について

2025年10月8日付提出のありました、「総長選考に関する運営方針会議からの提案」につきまして、総長選考・監察会議において審議のうえ、別添のとおり「求められる総長像」を改訂させていただきましたので、ご報告いたします。

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2025年○月○日

「総長選考に関する運営方針会議からの提案」への対応について

次期総長に求められる資質につきまして、貴重なご提案を賜りありがとうございます。検討の結果、別添のとおり「求められる総長像」を改訂いたしましたので、お知らせいたします。

「求められる総長像」は、その性質上、幅広く抽象的な記述となっておりますが、ご提案いただいた「次期総長に求められる資質（案）」につきましては非常に重要な論点であると認識しており、各項目の記載内容の要素にご提案の趣旨を補うことによって全体として文意を強め、意図を明確に表現するように改訂いたしました。

また、第3回運営方針会議においてもご指摘いただいたとおり、今後、次期総長選考を進めていく過程において、総長選考・監察会議の委員間での認識の共有を図るためにも資質、能力等に関する基準の具体化は必要不可欠であると考えております。このため、ご提案いただいた資質については、プライオリティの明示を含め、今後の選考において具体的な基準として十分に活用してまいります。

さらに、「現状認識」に挙げられている本学を取り巻く厳しい環境に対して、強い覚悟を持って取り組んでいく必要性があることについては前文に加筆し、資質、能力等に関する基準の前提として全体にかかるようにいたしました。

なお、「戦略的検討事項」につきましては、総長選考・監察会議においても、長期的な課題として位置づけ、今後も継続的に検討を重ねてまいります。

以上

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙しつつ、新たな価値創造の契機とし、果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

2025 年 10 月 8 日

東京大学総長選考・監察会議

議長 板東 久美子 殿

東京大学運営方針会議

議長 本田 桂子

総長選考に関する意見の提出について

2025 年 9 月 16 日付ご依頼のありました、「求められる総長像（案）」等に関する運営方針会議の意見につきまして、別紙「総長選考に関する運営方針会議からの提案」のとおり提出いたします。

【担当】

東京大学本部経営戦略課経営戦略チーム

keieisenryaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2025年10月8日

総長選考に関する運営方針会議からの提案

運営方針会議は、国立大学法人法の改正を受け、東京大学のガバナンス強化を目的として本年設置された。同会議は、総長・理事の一部・学内教員数名・外部委員により構成され、東京大学の中期計画を含む大きな方針、予算・決算について最終決定を行い、機関運営に関する重要方針についても監督し、適正に行われていない場合は是正措置を要求することとなっている。

一方、目標の達成・経営戦略の実行において、必要なスキルを有するリーダーの選任は非常に重要である。国際機関・産業界ではガバナンス組織がリーダーの指名も行うが、東京大学では、総長選考・監察会議がリーダーの指名と評価を行うこととなっている。そこで、運営方針会議では、東京大学の目標達成については総長選考・監察会議と運営方針会議がミッションを共有したうえでの協働をお願いしたいと考え、以下のご提案をするものである。

現状認識

東京大学（以下、東大）は、日本の最高学府の地位を150年にわたり維持している。一方、取り巻く環境は厳しく、東大は平時ではなく非常時にあるともいえる。

- 日本の少子化急進展; 20~24歳の人口は2025年時点で約620万人と、2000年から26%減少した。また、2045年までにさらに30%減少する見通しである。
- 東大の財務状況—経常支出超過の継続と繰越財源の大幅減; 国立大学法人運営費交付金の縮減やインフレ等に起因する経費増などが重なり、2025年度予算計画において40億円を超えるなど、2022年度以降は経常支出の大幅な超過が常態化。繰越財源も大幅減しもはや依存できない。
- 東大の国際大学ランキングにおけるポジション; 2025年はTHEランキングで世界28位。国際的な学術舞台における東大の卓越した評価・研究力・教育力を反映している。尚2018年の46位からここ2-3年大きく改善。一方、国際卓越研究大学第2期公募申請では、世界トップ10という極めて野心的な目標を掲げ、教員・理事・評議員から幅広い支持を得たと理解している。運営方針会議は、実現には大きなチャレンジがあると考え、進捗の厳格なモニタリングを計画している。この遂行に向け、次期総長には、従来にないハイレベルの経営能力が不可欠である。

次期総長に求められる資質（案）

総長に望ましい資質は多岐にわたる。一方、非常時ともいえる次期の東大ではプライオリティづけが必要と考える。その際重要な資質は、

- **(学術組織の) 経営能力一特に変革推進力 :**

(国際卓越研究大学に採択された場合は)グローバルトップ 10 達成のための、具体的な戦略立案（含 差別化可能な重点領域の設定）と抜本的な改革を断行（スクラップ & ビルドも必要であれば実行）できること。ガバナンス体制の整備・強化、カリキュラム開発、収入の多様化や予算運営管理の戦略立案を進められること。教職員・学生・同窓生を導き、かつ管理職層を統括しつつ組織全体をマネジメントできること。加えて、できれば、学術的な組織を学長・プロボスト・学部長などとして経営し成果をあげ、数十億円超規模の予算運営経験を持ち、在籍機関の世界的評価（グローバルランキング）の向上に寄与した実績を持つことが望ましい。

なお、経営者としての秀逸さは、学者や教育者としての能力の高さと必ずしも相関関係はない。
- **世界トップ 10 へのコミットと未来を切り拓く意志 :**国際卓越研究大学申請において掲げた計画を着実に実行することにコミットし、円滑な体制移行を自らリーダーシップをとって行うこと。東大の学術組織としての使命・強みを踏まえた明確なビジョンと、その未来を切り拓く意志を持つこと。

その次に重要なのは、

- **国際化推進力（含 国際的な戦略的パートナーシップ構築力）:**東大の国際化を迅速に推進できること。具体的には、主要な国際認証の取得とグローバルトップ機関等との包括提携・共同研究体制の早期構築。
- **ネットワーク力 :**海外の卓越した学術機関トップ、日本の産業界等と大学を代表して関係を保有ないしは早期に構築できること。
- **学問的業績 :**学術研究、論文発表において顕著な実績を有し、国際的な評価を得ていること。大学の研究成果の向上を早期に牽引できること。
- **資金調達力 :**寄付者との関係構築・維持・発展を通じて資金を獲得できること。一昨年まで年 30 億円程度であった寄付をコンスタントに昨年程度（120 億円超）確保できるという計画があるが、それをリードできること。
- **教育者としての秀逸性 :**教育者としての卓越していること。
- **高い倫理感を持ち、多様な人材（学生、教員、職員ともに）の活躍に配慮できること。**誠実さと嫌われることをおそれない胆力を持つこと。

戦略的検討事項

世界トップ大学においては、経営能力に優れた学長候補を、学内外にたいして明確なジョブディスクリプションを提示して広く集めている。これにより豊富な大学経営の経験を有する候補もあがってくる。一方東大においては、長らく学内から総長を輩出しており、ポ

テンシャルも含めて検討し選定してきた。これを継続するのであれば、学内での経営人材育成についても検討すべきであろう。もしくは、総長が東大経営で成果をあげているのであれば、任期の延長の検討もオプションとなりうる。総長の任務が複雑であり、長期的な目標を達成するうえで戦略的な継続性が重要であることを踏まえると、二期制モデルも検討に値すると思われる。その際、第一期終了時に徹底した評価と再選考のプロセスを組み込むことで、説明責任を確保するとともに、実績により継続が適当と判断される場合における持続的なリーダーシップの発揮が可能となる。

結論

東大も、状況に応じて、総長に求める資質が変化する。平時と非常時では必要なリーダーは異なる。現状を深く分析し、資質のプライオリティを明らかにし公開することで、より状況に即した候補を探すことができるのではないか。また、その時期にプライオリティの高い資質を明らかにすることで、選考のプロセスの透明性もあげることも検討されてはいかがであろうか。

Proposal from the Management Policy Council on the Presidential Selection

The Management Policy Council, established in response to the revision of the National University Corporation Act, was created to enhance the governance of the University of Tokyo ("UTokyo"). The Council is composed of the President, several Executive Vice Presidents, several internal faculty members, and external experts, and is responsible for making final decisions on the University's key operational policies, including medium-term plans, as well as budgets and financial statements preparation.

Recognizing the fundamental importance of selecting leadership with appropriate expertise to advance institutional objectives and implement strategic initiatives, we note that governance bodies in international organizations, universities, and private sector institutions often participate actively in executive selection processes. While the University President Screening & Inspection Committee maintains primary responsibility for presidential nomination and evaluation at the University of Tokyo, the Management Policy Council respectfully proposes to enhance collaboration with this committee in service of our shared commitment to institutional excellence.

Current Context

The University of Tokyo has maintained its distinguished position as Japan's leading academic institution for 150 years. However, we face an increasingly challenging operating environment that requires adaptive leadership and strategic innovation.

Demographic Considerations

Japan's demographic transition presents significant implications for higher education. Current projections indicate that the population aged 20-24 will be approximately 6.2 million by 2025, representing a 26% decline from 2000 levels. An additional 30% reduction is anticipated by 2045,

Financial Environment

The University faces evolving fiscal challenges, including reductions in the Management Expense Grants for National University Corporations and cost increases driven by inflation, which have resulted in budget pressures exceeding 4 billion yen in FY2025. This situation requires enhanced attention to financial stewardship and revenue diversification strategies.

Global Positioning

In the 2025 Times Higher Education World University Rankings, the University of Tokyo achieved 28th place globally, reflecting its continued strength in research, education, and international reputation. This represents meaningful progress from the 46th position in 2018. In the second-round application for the Universities for International Research Excellence Program, the University has established the ambitious objective of achieving top-10 global status—a goal that enjoys broad support across its academic community. The Management Policy Council recognizes this as a significant undertaking requiring sustained commitment and strategic leadership.

Proposed Presidential Qualifications

Given our current institutional context, we respectfully suggest prioritizing the following qualifications in presidential selection:

Primary Qualifications

- **Strategic Leadership and Institutional Management** - The next President must be capable of **creating a compelling vision for the university, formulating** concrete strategies and carrying out bold reforms to achieve the global top 10 target, including identifying and prioritizing areas for differentiation, and executing “scrap-and-build” reforms when necessary. The President should have strong knowledge of governance structures, curriculum development, faculty management, revenue diversification, cost control strategies, and budgeting. The ability to effectively provide leadership to faculty, staff, students, and alumni, while overseeing and managing the entire organization in coordination with the senior management team is also essential. Ideally, the candidate should have successfully managed a major academic organization (e.g., as President, Provost, or Dean), with responsibility for budgets exceeding tens of billions of yen, and have a proven record of contributing to improvements in the institution’s global ranking. We expect that the candidates have capability to conduct organizational transformation, strategic differentiation, and when appropriate, restructuring initiatives.

Note: Excellence as a manager does not necessarily correlate with distinction as a scholar or educator.

- **Commitment to move UTokyo to the Global Top 10 and a Determination to Shape the Future:**
The candidate should demonstrate a strong commitment to steadily execute the plans set forth as a University for International Research Excellence, and take

proactive leadership in ensuring a smooth transition of institutional structures. The candidate should also possess a clear vision, grounded in UTokyo's mission and strengths as an academic institution, along with a firm determination to shape its future.

Other Important Qualities

The following qualities are of secondary but significant importance:

- **International Engagement Capacity** - The ability to advance the University's global presence through strategic partnerships, international accreditation processes, and collaborative research initiatives with leading institutions worldwide.
 - **Relationship Development and Maintenance** - Skill in building and sustaining relationships with leaders of premier international universities, as well as key figures in Japan's industrial sectors, etc.
 - **Academic Excellence** - A distinguished record of scholarship and research with recognized international standing, along with the vision to enhance the University's research profile.
 - **Resource Development** - Experience in cultivating philanthropic support and expanding donor relationships. For context, annual donations have grown from approximately 3 billion yen to current levels of about 13 billion yen, and continued growth in this area would support institutional objectives.
 - **Educational Leadership** - Demonstrated excellence in teaching and educational innovation.
 - **Ethical Leadership** - A strong sense of ethics and the ability to foster an environment where diverse individuals—including students, faculty, and staff—can thrive. Proven integrity and the capacity to make principled decisions, including those that may be challenging or require difficult trade-offs.
-

Strategic Considerations

Leading global universities often conduct comprehensive searches for presidential candidates, utilizing clearly defined position descriptions to identify individuals with extensive management experience often from outside their own university.

The University of Tokyo has traditionally selected presidents from within its community, often emphasizing potential over prior administrative experience.

Should this approach continue, we might consider developing enhanced leadership development programs within the University. Alternatively, flexible approaches to presidential terms could be explored when circumstances warrant.

Given the complex nature of the presidential mandate and the importance of strategic continuity in achieving long-term institutional objectives, we suggest consideration of a two-term tenure model. This approach would incorporate a thorough review and reselection process at the conclusion of the initial term, providing both accountability and the opportunity for sustained leadership when performance merits continuation.

Conclusion

The qualifications most important for university leadership naturally vary with institutional circumstances and external conditions. The leadership needs during periods of stability differ from those required during times of significant change. Through careful analysis of our current situation and transparent communication of priority qualifications, the University can better identify candidates well-suited to our present context. Clear articulation of key qualifications would also enhance the transparency and effectiveness of our selection process.

We respectfully submit this proposal for consideration and welcome the opportunity for continued dialogue on this important matter.

資料2－1【別冊】

(案)

令和7(2025)年12月1日

東京大学総長選考・監察会議

次期総長選考の実施手順等について

1. 第5回総長選考・監察会議(R7.8.27)からの変更点及び今後のスケジュール
2. 求められる総長像(案)／求められる総長像(案)の改訂点について
3. 東京大学総長選考プロセスのイメージ／総長選考プロセスにおける主な変更点のポイント(案)
4. 関連規則等
 - 4-1. 東京大学総長選考・監察会議規則
 - 4-2. 東京大学総長選考・監察会議内規(案)
 - 4-3. 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則(案)
 - 4-4. 経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ
 - 4-5. 第2次候補者を決定するための手順について(案)
 - 4-6. 総長選考・監察会議内規等の改正概要(案)
5. 候補者提出資料の様式(案)
 - 5-1. 総長候補者資料(案)
 - 5-2. 東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見(案)
6. 次期総長選考に向けた主な検討スケジュール(イメージ)

参考資料1. 国立大学法人法に基づく総長選考

参考資料2. 前回総長選考後の対応について

【担当】

東京大学本部法務課法規チーム

houki.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

運営方針会議及びパブリックコメントの意見等を踏まえ検討した結果、第5回総長選考・監察会議（R7.8.27）における検討結果から、以下の点を修正しました。

変更点のポイント

1. 求められる総長像の改訂（「求められる総長像（案）の改訂点について」参照）

2. 意向投票の投票資格を有する者の変更

意向投票の投票資格を付与する職員について、「部長級及び各部局事務組織の長」を付与対象としていたところ、検討の結果、「部長級及び事務系の課長級職員」を対象とすることに変更

→資料3「東京大学総長選考プロセスのイメージ」の修正

→資料4-3「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の変更（細則案4.（1）（資料4-6「総長選考・監察会議内規等の改正概要（案）」参照）

3. 総長予定者の決定にあたり総長選考・監察会議が考慮する事項を列記し、これらを「総合的に」考慮することを明記

→資料4-2「東京大学総長選考・監察会議内規」の修正（内規案第16条）
(資料4-6「総長選考・監察会議内規等の改正概要（案）」参照)

4. 「第2次候補者を決定するための手順について」における変更

（資料4-5「第2次候補者を決定するための手順について（案）」参照）
⇒引き続き総長選考・監察会議でその詳細について検討

5. 表現を正確にするために修正するもの

資料4-3「東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則」の修正
(資料4-6「総長選考・監察会議内規等の改正概要（案）」参照)

・別表2

「本部」→「本部事務組織」

⇒表現を正確にするもの

本部事務組織の区分の人数を「1」→「6」

⇒本部事務組織の代議員数は従前より6であったため

今後のスケジュールについて

- 意向投票等の日時は決定次第、科所長会議において周知する（2月上旬を予定）。
- 令和8年4月の第1回目の科所長会議の後、公示し、各部局に対して代議員の選出を依頼する（5月中旬〆切予定）。

(案)

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる様々な危機や課題に対峙しつつ、~~するための新たな価値創造の契機とし、断固たる果敢なイノベーション戦略によって~~を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるためべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、銳い先進性と説得力のあるビジョンをも持って現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切に優れたリーダーシップを發揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会

会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

青色表記：第2回（5/21）総長選考・監察会議で一旦確定した箇所

黄色表記：運営方針会議からの意見及びパブリックコメントを受けて変更した箇所

緑色表記：第7回（10/31）総長選考・監察会議で修正した箇所

灰色表記：経営協議会（11/14）からの意見を受けて変更した箇所

(案)

令和●年●月●日
総長選考・監察会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙しつつ、新たな価値創造の契機とし、果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志
- 5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会のための貢献

会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

概要

○前文における加筆修正

- ・「強い意志を有するとともに、」の後に「世界と大学をめぐる危機や課題に対峙しつつ、新たな価値創造の契機とし、果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、」を加える

本学を取り巻く厳しい環境に対して、強い覚悟を持って取り組み、国際的な学術の場における地位向上を目指す必要性についての表現を加えるもの

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、世界と大学をめぐる危機や課題に対峙しつつ、新たな価値創造の契機とし、果敢なイノベーション戦略を完遂することで、国際的な学術の場における本学の地位をますます高めるべく、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

○2項における加筆修正

- ・「開学以来の伝統を活かしながらも、」の後に「鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって」を加える

伝統を活かすことだけに固執せず明確なビジョンをもつ姿勢についての表現を加えるもの

- ・「現代社会の要請に応え」を「現代社会の要請に能動的に応え」に変更

自発的で主体性を持ち、受け身ではない姿勢についての表現を加えるもの

2 開学以来の伝統を活かしながらも、鋭い先進性と説得力のあるビジョンをもって現代社会の要請に能動的に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力

○3項における加筆修正

- ・「適切にリーダーシップを発揮し」を「優れたリーダーシップを発揮し」に変更

今後、推進力が一層求められることを考慮しつつも、バランスを保ち、必要な場面においては強力なリーダーシップを発揮することもできるという卓越したリーダーシップについての表現を加えるため、「適切」を「優れた」に修正するもの

- ・「効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績」を「効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績」に変更

大学の果たすべき社会的責任も増す中、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに主導的に対応していくガバナンス能力と実績を求めるについての表現を加えるもの

3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、優れたリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行うとともに、本学が果たすべき社会的責任を深く理解し、大学を取り巻く諸課題やリスクなどに対して、主導的に対応していくガバナンス能力と実績

○4項における加筆修正

- ・「世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、」の後に「具体的な戦略的指針をもって」を加える
- ・「大学を経営していく能力」を「大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志」に変更

具体的な戦略を立案し、大学を経営していく能力及び未来を切り開く意志を有することの表現を加えるもの

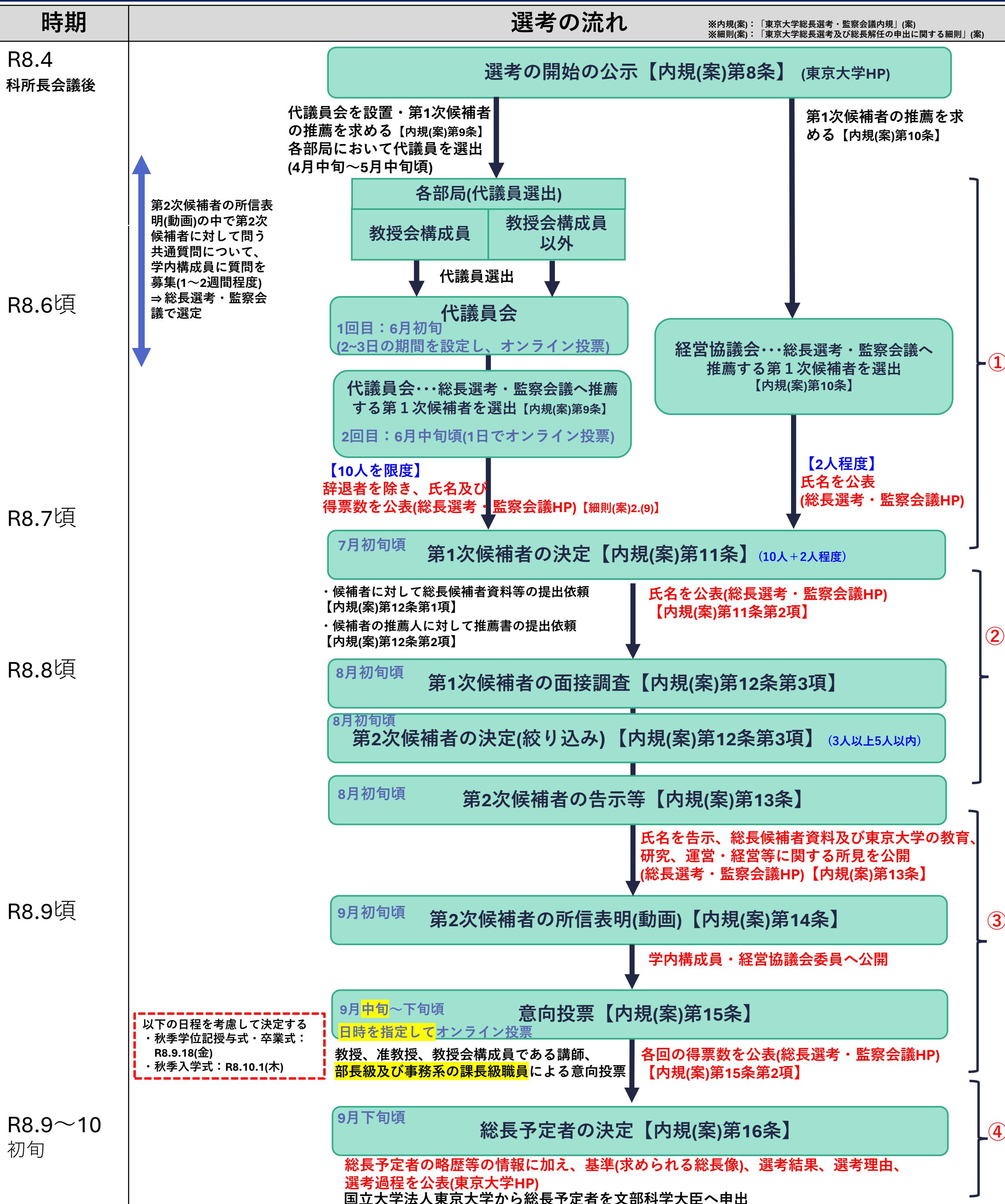
4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、具体的な戦略的指針をもって大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく高度な能力と未来を切り拓く強固な意志

○5項における加筆修正

- ・「自由・自律及び多様性を重んじ」を「自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ」に変更

世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献するためには包摂性の実現も重要であるとの表現を加えるもの

5 自由・自律及び多様性・包摂性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感



・この流れ図中の①～④は、次ページの「①第1フェーズ(第1次候補者決定まで)」から「④第4フェーズ(総長予定者決定まで)」の各フェーズに対応している。

・総長選考・監察会議は、経営協議会から選出される学外委員8名と教育研究評議会から選出される学内委員8名で構成される。

・総長の選考に当たっては、総長選考・監察会議が選考の基準となる「求められる総長像」を定め、あらかじめ提示する【内規(案)第7条】。

※この流れ図は現時点の想定する流れを記載したものであり、今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

① 第1フェーズ(第1次候補者決定まで)

選考の開始の公示 → 代議員会・経営協議会からの第1次候補者推薦等 → 総長選考・監察会議による第1次候補者の決定

①代議員会の構成の見直し

・組織区分に公共政策学連携研究部を追加

公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加するもの。

・教授会構成員以外の者の参画者を拡大

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、多様な意見を取り入れるために見直すもの。現在、学部を有する研究科は教授会構成員8名と教授会構成員以外の者1名、学部を有しない研究科・附置研究所等は教授会構成員4名と教授会構成員以外の者1名だが、学部を有する研究科について教授会構成員以外の者を1名追加し2名とする。(研究科で1名と学部で1名の計2名というイメージ)

② 第1次候補者の推薦における情報提供

・代議員会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名及び得票数を公表

・経営協議会からの推薦について、第1次候補者として推薦する者の氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③ 総長選考・監察会議における第1次候補者の決定について氏名を公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

② 第2フェーズ(第2次候補者決定まで)

総長選考・監察会議による第1次候補者の面接 → 総長選考・監察会議による第2次候補者の決定

④ 第1次候補者から総長選考・監察会議へ提出する候補者資料の再検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、第1次候補者について必要な情報の見直し。

⑤ 第1次候補者の面接の時間設定の検討

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、候補者への面接時間(特に候補者への質疑応答時間)をより長く確保する方向で見直し。

⑥ 第2次候補者の絞り込みに関して、原則としての選出方法を事前に明確化

学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし、信頼性・透明性を確保する観点から、絞り込みを行う際の議事運営を事前に明確化するもの。

⑦ 絞り込み後の第2次候補者の氏名の告示及び候補者資料の公開

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため公表するもの。

③ 第3フェーズ(意向投票まで)

所信表明(動画提供) → 意向投票

⑧ 所信表明(動画)の提供

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、委員の判断材料に資するため及び意向投票の参加者が候補者について十分な情報を得て責任ある投票を行えるようにするために、第2次候補者に対して所信を表明する機会を設け、動画で提供。所信表明に加え、あらかじめ総長選考・監察会議が設定した共通の質問に対し、意見を表明するパートを設け、その共通の質問は、学内構成員(教職員及び学生)から募集し、総長選考・監察会議で選定。また、第1次候補者を推薦する役割を担う経営協議会委員にも動画を提供。

⑨ 部長級、事務系の課長級職員に投票権を付与

総長選考・監察会議が主体的に選考を行う上で、大学の運営・経営への関与の観点から参画者を拡大するもの。

⑩ 意向投票の実施方法の見直し

・総長選考・監察会議がその責任と権限の下、求められる総長像に基づき主体的に選考を行う際に、総長が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかを確認するための一つの参考として、引き続き意向投票を活用する。

・総長選考・監察会議が主体的に選考を行う観点及び意向を合理的に把握する観点から、投票回数は、第2次候補者が3人の場合は1回とし、第2次候補者が4人以上の場合は、得票多数の者上位3人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について2回目の投票を行う。

⑪ 意向投票の投票結果の公表

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保し、より透明性の高い総長選考を実施するため、意向投票が終了した後、全ての投票回の結果(各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。)を公表する。

④ 第4フェーズ(総長予定者の決定まで)

⑫ 総長予定者の決定に際して、考慮すべき事項の明確化

情報提供及び説明責任の強化により総長選考・監察会議の運営の信頼性を確保した上で、総長選考・監察会議が主体的に総長予定者を決定するにあたり、前提となる求められる総長像をはじめ、総長候補者資料等、調査、新たに実施することとした所信表明の動画提供、意向投票など総合的に考慮する事項を明確化。

その他

●求められる総長像、関連規則等については、経営協議会、教育研究評議会、科所長会議において説明した上で学内構成員に対してパブリックコメントを実施した。

実施期間：令和7(2025)年9月25日～令和7(2025)年10月8日 実施方法：UTokyo Portal及びUTASへ掲載

なお、運営方針会議にも別途意見を照会した。

●【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討(総長選考・監察会議資料)

東京大学総長選考・監察会議規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。
 - (2) 前条第2号の委員の任期は3年とする。
- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考・監察会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第5条 選考・監察会議は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 総長の選考
 - (2) 総長の解任の申出
 - (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
 - (4) 総長の任期に関する事項の審議
 - (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
 - (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
 - (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議
- 2 前項の任務を行うにあたり必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 選考・監察会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

資料4—2

東京大学総長選考・監察会議内規の一部を改正する規則（案）（令和　年　月　日東大規則第　号）

改正理由：総長選考プロセスの透明性の確保、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化及び字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
<p>(略)</p> <p>(議事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、<u>第15条</u>により解任の申出をする場合及び<u>第20条</u>によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(表決)</p> <p>第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 求められる総長像の決定</u></p> <p><u>(6) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃</u></p> <p><u>(7) 大学総括理事の設置</u></p> <p><u>(8) 運営方針委員の選任及び解任</u></p> <p><u>(9) 運営方針委員の任期に関する事項</u></p>	<p>(略)</p> <p>(議事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、<u>第17条</u>により解任の申出をする場合及び<u>第22条</u>によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(表決)</p> <p>第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃</u></p> <p><u>(6) 大学総括理事の設置</u></p> <p><u>(7) 運営方針委員の選任及び解任</u></p> <p><u>(8) 運営方針委員の任期に関する事項</u></p>

<p>(10) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する<u>ものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(監事の陪席)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与える<u>ものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(選考基準)</p> <p>第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする<u>ものとする。</u></p> <p>(選考の開始の公示)</p> <p>第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合はその6ヶ月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から<u>すみやかに</u>、選考の開始を公示する。</p> <p>(代議員会からの推薦)</p>	<p>(9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(監事の陪席)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与える。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(選考基準)</p> <p>第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。</p> <p>(選考の開始の公示)</p> <p>第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6ヶ月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から<u>速やかに</u>、選考の開始を公示する。</p> <p>(代議員会からの推薦等)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦）

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

（候補者の選定）

第11条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、第7条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるも

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を決定するために、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

（経営協議会からの推薦等）

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

（第1次候補者の決定）

第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

（第2次候補者の決定）

第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選

のとする。

(告示及び通知)

第12条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第13条 選考・監察会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

考・監察会議に通知させる。

2 選考・監察会議は、前項の推薦人各自に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を決定する。

4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各自、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。

(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第14条 選考・監察会議は、第11条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 (略)

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第15条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

(1)～(4) (略)

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第17条 選考・監察会議が第15条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものと

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を総合的に考慮して、総長予定者を決定する。

2 (略)

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

(1)～(4) (略)

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

する。

第4章 総長の中間評価
(実施方法)

第18条 (略)

- 2 選考・監査会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 選考・監査会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。
- 4 選考・監査会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監査会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第19条 (略)

- 2 選考・監査会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第20条 (略)

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 (略)

- 2 選考・監査会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求める。
- 3 選考・監査会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。
- 4 選考・監査会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監査会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 (略)

- 2 選考・監査会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 (略)

(案)

東京大学総長選考・監察会議内規

平成16年4月1日
総長選考会議可決
東大規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の中間評価は、東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第17条により解任の申出をする場合及び第22条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

(表決)

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

- (1) 第1次総長候補者の決定
- (2) 第2次総長候補者の決定
- (3) 総長予定者の決定
- (4) 総長の解任の申出の決定
- (5) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃
- (6) 大学総括理事の設置
- (7) 運営方針委員の選任及び解任
- (8) 運営方針委員の任期に関する事項
- (9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認する。

(議長)

第4条 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。

2 議長が任期の途中で欠けた場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議長の選出方法については別に定める。

(監事の陪席)

第5条 選考・監察会議の議事は、原則として監事を陪席させて行う。

2 陪席した監事は、議事を傍聴し、議事進行が適正を欠くと判断する場合には、そのことについて意見を述べることができる。なお、議事の内容にわたる意見を述べることはできない。

3 議長は、毎回の会議の最後に、監事に対し議事進行についての意見を述べる機会を与

える。

- 4 監事から述べられた意見は、監事が記録を求めた場合又は選考・監察会議が記録を適当と認めた場合には、議事要旨に記載する。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第6条 総長の任期が満了する場合には、選考・監察会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第7条 選考・監察会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにする。

(選考の開始の公示)

第8条 選考・監察会議は、総長の任期が満了する場合は、その6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日から速やかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦等)

第9条 選考・監察会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を決定するため、代議員会を設け、第1次候補者として推薦する者を選出させる。

- 2 前項の代議員会が選出する者の数は、原則として10人を限度とし、代議員会は、選考・監察会議に通知する。

- 3 代議員会の構成並びに第1次候補者として推薦する者の選出及び通知の方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦等)

第10条 選考・監察会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者として推薦する者の選出を求める。

- 2 前項の経営協議会が選出する者の数は、2人程度とし、前条の規定により選出される者と重複することを妨げない。

- 3 選考・監察会議は、第1項の規定により選出された者について、経営協議会からの通知を受ける。

(第1次候補者の決定)

第11条 選考・監察会議は、第9条第2項及び前条第3項により通知を受けた者について審議し、第1次候補者を決定する。

- 2 選考・監察会議は、第1次候補者の決定後、速やかに、その氏名を50音順に公表する。

(第2次候補者の決定)

第12条 選考・監察会議は、第1次候補者の各々に対し、所定の様式に基づいた総長候補者資料その他の関係資料（以下「総長候補者資料等」という。）を提出させるとともに、自身を次期総長の適任者として推薦する者（以下「推薦人」という。）を指定させ、選考・監察会議に通知させる。

- 2 選考・監察会議は、前項の推薦人各々に、当該推薦人を指定した第1次候補者に係る推薦書の提出を依頼する。

- 3 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第1項の総長候補者資料等及び前項の推薦書を踏まえて面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を決定する。

- 4 第2次候補者を決定するための手順については、別に定める。

(第2次候補者の告示等)

第13条 選考・監察会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、各第2次候補者の総長候補者資料等を公開する。

(所信表明)

第14条 選考・監察会議は、意向投票の実施に先立ち、第2次候補者に、各々、動画の形態により所信を表明する機会を設ける。(意向投票)

第15条 選考・監察会議は、第13条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については、別に定める。

(総長予定者の決定)

第16条 選考・監察会議は、第7条に規定する求められる総長像に照らし、第12条第1項の総長候補者資料等、同条第2項の推薦書、同条第3項の調査、第14条の所信表明及び前条の意向投票の結果を総合的に考慮して、総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考・監察会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考・監察会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第17条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考・監察会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出る。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合
- (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められる場合
- (4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行う。

(意見陳述の機会の付与)

第18条 選考・監察会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与する。

(総長への通知)

第19条 選考・監察会議が第17条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知する。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第20条 選考・監察会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考・監察会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書（以下「評価資料」という。）の提出を求める。

3 選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。）並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求める。

4 選考・監察会議は、評価資料及び前項の意見その他選考・監察会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定する。

(通知及び公表)

第21条 選考・監察会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考・監察会議は、中間評価の結果及びその過程を公表する。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第22条 この内規の改廃は、議長が選考・監察会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であって現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

資料 4—3

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の一部改正について（案）（令和 年 月 日）

改正理由：総長選考プロセスの透明性の確保、総長選考・監察会議による国立大学法人法に基づいた主体的な選考の実施、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化、選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大及び字句修正のため、必要な改正を行う。

現 行	改 正
<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）</p> <p>第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）</p> <p>イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人</p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者</p>	<p>1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）</p> <p>第9条の代議員会の構成について</p> <p>(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>ア. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人（ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。）</p> <p>イ. 第4項第1号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに<u>人数欄に定める数</u></p> <p>(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表1の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者</p>

<p>融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者 (第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。) 1名を含めることができる。</p>	<p>(第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。) 1名を含めることができる。</p>
<p>(3) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員は同号にいう常勤の教職員に含まれる。<u>また、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それぞれ取り扱う。</u></p>	<p>(3) <u>教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。</u></p>
<p>(4) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する<u>ものとする。</u></p>	<p>(4) <u>第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。</u></p>
<p>(5) 第1号イ. にいう全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各<u>全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。</u></p>	<p>(5) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) 第1号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。</p>
	<p>(7) (略)</p>

<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2. 内規第9条の<u>第1次候補者を定める方法</u>について</p> <p>(1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、期日を定めて代議員会を招集し、<u>第1次候補者を推薦させる</u>。</p> <p>(2) 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、<u>全学センター</u>、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 代議員会は、次の方法によって<u>第1次候補者を定める</u>。</p> <p>ア. 各代議員は、<u>候補者として適當と認める者</u>2人以内を連記で投票する。</p> <p>イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に<u>その席上において発表</u>する。</p> <p>ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2. 内規第9条の<u>選出及び通知の方法</u>について</p> <p>(1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。</p> <p>(2) 大学院各研究科、情報学環、<u>公共政策学連携研究部</u>及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 代議員会は、次の方法によって<u>選考・監察会議に推薦する者を選出する</u>。</p> <p>ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。</p> <p>イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。</p> <p>ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エ. ウ. の投票において得票多数の者 10 人を限度として第 1 次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10 人を超えてその者を第 1 次候補者に加える。

オ. 代議員会の議長は、第 1 次候補者の氏名を 50 音順によりその席上において発表する。ただし、各第 1 次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

(5)～(7) (略)

(8) 代議員会の議長は、第 1 次候補者が定まったときは、これを選考・監察会議に通知する。

3. 内規第 9 条及び第 10 条による第 1 次総長候補者について

(1) 選考・監察会議委員が第 1 次総長候補者として定められたときは、予め選考・監察会議が定めた期日までに第 1 次総長候補者に選出されることを辞退した場合を除き、委員を辞職するものとする。

(2) (略)

(3) 選考・監察会議は、第 1 次総長候補者に選出された者全

エ. ウ. の投票において得票多数の者 10 人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10 人を超えて選出する。

(5)～(7) (略)

(8) 代議員会の議長は、第 4 号によって選出された者に対し、第 1 次候補者として、選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50 音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第 11 条による第 1 次候補者の決定について

(1) 選考・監察会議委員は、内規第 9 条第 2 項又は第 10 条第 3 項の通知に、自己の氏名が、第 1 次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第 11 条第 1 項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第 1 次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。

(3) (略)

員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。

(2)～(3) (略)

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。
ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者
イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長、次長及び課長である者、同条第3項に掲げる担当部長及び担当課長である者、同条第4項に掲げる上席チーフエキスパート及びチーフエキスパートである者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長及び事務長及び課長である者、同条第4項に掲げる担当課長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者、同条第6項に掲げるチーフエキスパートである者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者（ただし、本学を勤務場所としない者を除く。）

(2)～(3) (略)

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア.にいう常勤の教授に含まれる。

(5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

(6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

(8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。

5. 内規第13条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。

(2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。

(5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号ア.にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア.にいう常勤の教授に含まれる。

(7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア.にいう教授会とみなす。

5. 内規第15条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察会議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。

(2) 投票回数は、以下のとおりとする。

ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。

イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。

(3) 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。

(4) 議長は、教育研究部局、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に對し告示し、又は通知する等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(5) 全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表3の部局（投票場）において行う。

(6) 東京大学基本組織規則第13条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議長の定める部局（投票場）において行う。

(7) 投票当日の選考・監察会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。

(3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他他の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

<p>(8) 第1号から第3号に定める投票の際は、各人の得票数を投票の都度発表する。</p> <p>(9) 第2号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。</p> <p>6. 内規第14条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次総長候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第13条の規定により再度意向投票を行うことができる。</p> <p>7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第14条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。</p> <p>8. 前2項の規定は、内規第14条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。</p> <p>9. 内規第15条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求める能够である。</p> <p>10. 内規第16条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してするものとする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合</p>	<p>(4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。</p> <p>(5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票を含む。）を公表する。</p> <p>6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。</p> <p>7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。</p> <p>8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。</p> <p>9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求める能够である。</p> <p>10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

与する場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
- (2) 申出の原因となる事実
- (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環

には、その日時)までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。

- (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
- (2) 申出の原因となる事実
- (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学連携研究部

法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
<u>全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館</u>

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
 (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところによ

法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

り、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区分	
人文社会系研究科	
教育学研究科	
法学政治学研究科	
経済学研究科	
総合文化研究科及び数理科学研究科	
理学系研究科	
工学系研究科	
農学生命科学研究科	
医学系研究科	
薬学系研究科	
新領域創成科学研究科	
情報理工学系研究科	
情報学環	
医学部附属病院	
医科学研究所	
地震研究所	
東洋文化研究所	
社会科学研究所	
生産技術研究所	
史料編纂所	
定量生命科学研究所	
宇宙線研究所	

別表 2

区分	人 数
人文社会系研究科	<u>2</u>
教育学研究科	<u>2</u>
法学政治学研究科	<u>2</u>
経済学研究科	<u>2</u>
総合文化研究科及び数理科学研究科	<u>2</u>
理学系研究科	<u>2</u>
工学系研究科	<u>2</u>
農学生命科学研究科	<u>2</u>
医学系研究科	<u>2</u>
薬学系研究科	<u>2</u>
新領域創成科学研究科	<u>1</u>
情報理工学系研究科	<u>1</u>
情報学環	<u>1</u>
医学部附属病院	<u>1</u>
医科学研究所	<u>1</u>
地震研究所	<u>1</u>
東洋文化研究所	<u>1</u>
社会科学研究所	<u>1</u>
生産技術研究所	<u>1</u>
史料編纂所	<u>1</u>
定量生命科学研究所	<u>1</u>
宇宙線研究所	<u>1</u>

物性研究所	
大気海洋研究所	
先端科学技術研究センター	
柏地区に所在する事務組織	
本部	
附属図書館	
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

物性研究所	<u>1</u>
大気海洋研究所	<u>1</u>
先端科学技術研究センター	<u>1</u>
柏地区に所在する事務組織	<u>1</u>
本部事務組織	<u>6</u>
附属図書館	<u>1</u>
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	<u>1</u>

- (1) 「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。
- (2) 「本部事務組織」は、従前 6 区分存在していた本部各部が統合された区分であることから、人数を統合前と同数の 6 人とする。

別表 3

所 属	投票を行う部局
生物生産工学研究センター	農学生命科学研究科
アジア生物資源環境研究センター	農学生命科学研究科
大学総合教育研究センター	教育学研究科
相談支援研究開発センター	本部
アイソトープ総合センター	理学系研究科

<u>高大接続研究開発センター</u>	本部
<u>カブリ数物連携宇宙研究機構</u>	宇宙線研究所
<u>ニューロインテリジェンス国 際研究機構</u>	医学系研究科
<u>未来ビジョン研究センター</u>	法学政治学研究科
<u>低温科学研究センター</u>	理学系研究科
<u>総合研究博物館</u>	理学系研究科
<u>環境安全研究センター</u>	理学系研究科
<u>情報基盤センター</u>	理学系研究科
<u>素粒子物理国際研究センター</u>	理学系研究科
<u>空間情報科学研究センター</u>	新領域創成科学研究科又は物 性研究所
<u>文書館</u>	本部

(案)

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成 16 年 7 月 20 日総長選考会議承認)

改正 : H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、R4.3.16、

R7. .

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第 9 条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員別表 1 に定める区分ごとに各 4 人（ただし、投票資格を有する者が 10 人に満たない場合は、2 人とする。）

イ. 第 4 項第 1 号ア. に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表 2 に定める区分ごとに入数欄に定める数

(2) 前号ア. の代議員は、別表 1 の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出する（学部の場合を除く）。ただし、別表 1 の「学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者（第 4 項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。）1 名を含めることができる。

(3) 教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして取り扱う。

(4) 第 1 号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員若しくは東京大学職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員のうち職域限定職員である者は、同号にいう常勤の教職員に含まれるものとし、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するものとみなして取り扱う。

(5) 第 1 号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告する。

(6) 第 1 号イ. にいう学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告する。

(7) 別表 2 の区分に掲げられた部局（「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く）の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして

取り扱う。

(8) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第1号イ. の教職員に含めない。

(9) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の選出及び通知の方法について

(1) 選考・監察会議は、期日を定めて代議員会を招集する。

(2) 大学院各研究科、情報学環、公共政策学連携研究部及び各附置研究所の長、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって選考・監察会議に推薦する者を選出する。

ア. 各代議員は、2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順に発表する。

ウ. 各代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加え、10人を超えて選出する。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授（名誉教授を含む） ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第4号によって選出された者に対し、第1次候補者として選考・監察会議に推薦することの可否の意向確認をする。

(9) 代議員会の議長は、前号の意向確認において辞退した者を除き、推薦する者の氏名を、得票数を示した上で、50音順に、選考・監察会議に通知するとともに、公表する。

3. 内規第11条による第1次候補者の決定について

(1) 選考・監察会議委員は、内規第9条第2項又は第10条第3項の通知に、自己の氏名が、第1次候補者として推薦する者として含まれていた場合、内規第11条第1項の審議に加わることができない。

(2) 選考・監察会議委員が第1次候補者として決定されたときは、委員を辞職する。

(3) 前号による後任（補欠）の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求める。

4. 内規第15条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、次のとおりとする。
- ア. 東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であつて選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者
- イ. 管理又は監督の地位にある教職員（東京大学教職員給与規則第21条に基づく管理職手当の支給を受ける教職員をいう。）であつて選考開始の公示の日の属する月の初日に現に東京大学事務組織規則第2条第2項に掲げる部長、次長及び課長である者、同条第3項に掲げる担当部長及び担当課長である者、同条第4項に掲げる上席チーフエキスパート及びチーフエキスパートである者、同規則第3条第3項に掲げる事務部長、事務長及び課長である者、同条第4項に掲げる担当課長である者、同条第5項に掲げる事務長及び柏地区事務機構長である者、同条第6項に掲げるチーフエキスパートである者並びに東京大学職員の職に関する規則別表に掲げる看護部長及び薬剤部長である者（ただし、本学を勤務場所としない者を除く。）
- (2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
- (3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。
- (5) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号ア. にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
- (6) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号ア. にいう常勤の教授に含まれる。
- (7) 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号ア. にいう教授会とみなす。
5. 内規第15条の意向投票の方法について
- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に、選考・監察會議が指定するシステムを用いて、単記無記名投票により行う。
- (2) 投票回数は、以下のとおりとする。
- ア. 第2次候補者が3人の場合は、1回の投票を行う。
- イ. 第2次候補者が4人以上の場合は、2回の投票を行う。ただし、2回目の投票は1回目の投票において得票多数の者上位3人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について行う。
- (3) 議長は、教育研究部局、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館並びに東京大学基本組織規則第13条に基づく室及び第18条に基づく室（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び第2次候補者の氏名その他

の意向投票において必要な事項を投票資格を有する者に対し周知し、当該部局において投票資格を有する者に対する投票実施の補助管理を行う等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

- (4) 第1号及び第2号に定める投票の際は、各第2次候補者の得票数を投票の都度発表する。
- (5) 意向投票の終了後、選考・監察会議は、速やかに、全ての投票回の結果（各第2次候補者の得票数及び白票数を含む。）を公表する。
- 6. 内規第16条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて、内規第15条の規定により再度意向投票を行うことができる。
- 7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第16条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
- 8. 前2項の規定は、内規第16条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
- 9. 内規第17条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会若しくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
- 10. 内規第18条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭ですることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知する。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
公共政策学連携研究部
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

(1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。

別表 2

区分	人數
人文社会系研究科	2
教育学研究科	2
法学政治学研究科	2
経済学研究科	2
総合文化研究科及び数理科学研究科	2
理学系研究科	2
工学系研究科	2
農学生命科学研究科	2
医学系研究科	2
薬学系研究科	2
新領域創成科学研究科	1
情報理工学系研究科	1
情報学環	1
医学部附属病院	1
医科学研究所	1
地震研究所	1
東洋文化研究所	1
社会科学研究所	1
生産技術研究所	1
史料編纂所	1
定量生命科学研究所	1
宇宙線研究所	1
物性研究所	1
大気海洋研究所	1
先端科学技術研究センター	1
柏地区に所在する事務組織	1
本部事務組織	6
附属図書館	1
学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館	1

(1) 「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

(2) 「本部事務組織」は、従前 6 区分存在していた本部各部が統合された区分であることから、人数を統合前と同数の 6 人とする。

経営協議会において検討中

経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

令和2年3月18日

経 営 協 議 会

東京大学総長選考会議内規第10条に基づく経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）の推薦方法・手順について、以下のとおり申し合わせる。

1. 推薦の方向性に関する検討

経営協議会は、総長選考会議への第1次候補者の推薦にあたり、総長選考会議が定める「求められる総長像」に基づき、推薦の方向性について検討を行う。

2. 経営協議会委員からの推薦

(1) 経営協議会委員（以下「委員」という。）は、第1次候補者として相応しい者（以下「候補者」という。）を次のとおり経営協議会議長（以下「議長」という。）へ推薦を行う。

- ① 各委員が推薦できる候補者の人数は、2名を限度とする。その際、候補者への内諾の有無は特に問わない。
- ② 候補者の推薦は、別紙1の様式により行う。
- ③ 議長は、候補者の推薦を行わない。
- ④ 委員が候補者として推薦された場合、当該委員は、選考のための議事に加わらないことを基本とし、その取扱いは議長に一任する。

3. 推荐された候補者に対する投票

(1) 経営協議会は、委員からの候補者の推薦があった場合、総長選考会議へ第1次候補者として推薦するかどうかを判断するため、次のとおり投票を行う。

- ① 投票に際し、候補者の推薦を行った委員は、氏名の50音順により当該候補者の推薦理由等を口頭にて説明する。
- ② 投票は、委員が無記名投票により、推薦された候補者について、総長選考会議への推薦が適当であると判断する者に○印を付して行う。ただし、推薦された候補者が4名以上いる場合、各委員が○印を付せるのは3名を限度とする。
- ③ 議長は、投票権行使しない。
- ④ 開票に際し、立会人2名を選出する。
- ⑤ 欠席した委員及び候補者として推薦された委員は、投票権行使できない。

4. 第1次候補者の決定

- (1) 経営協議会は、投票の結果に基づき、次の手順により第1次候補者2名程度を決定し、別紙2により総長選考会議へ推薦を行う。
- ① 出席委員の過半数の得票があった候補者が1名又は2名の場合は、その候補者を第1次候補者とする。
- ② 出席委員の過半数の得票があった候補者が3名以上いる場合は、得票数上位2名の候補者を第1次候補者とする。
- ③ ②の手順において上位2位以内に得票数が同位の候補者がいる場合は、その人数に応じて、次のとおり第1次候補者を選出する。
- ア) 同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が4名以内であるときは、当該候補者全員を第1次候補者とする。
- イ) 同位の候補者を含めた得票数上位者の人数が5名以上であるときは、得票数同位の者について単記無記名による投票を行い、全体で4名の第1次候補者を選出する。
- ウ) イ) の投票で4名の第1次候補者を選出できない場合は、さらに同じ要領で再投票を行い、全体で4名の第1次候補者を選出するまでこれを繰り返すものとする。
- (2) 投票の結果、出席委員の過半数の得票があった候補者がいない場合は、議長は合議により改めて選出方法を定め、2名程度の第1次候補者を選出する。
- (3) 議長は、第1次候補者として推薦することに決定した候補者へ別紙3によりその結果を通知する。

5. 実施日

この申合せは、令和2年3月18日から実施する。

資料4—5

(案)

引き続き総長選考・監察会議で
その詳細について検討

第2次候補者を決定するための手順について

令和●年 ●月 ●日
総長選考・監察会議

東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第12条第4項に基づき、令和8年度に実施する総長選考・監察会議における第2次候補者を決定するための手順について、以下のとおり定める。

1. 第2次候補者を決定するための手順

- (1) 出席委員により、以下の手順で協議を行う。
 - ① 第2次候補者の決定に当たり、多様性の観点その他の考慮すべき事項について検討を行う。
 - ② 無記名投票により、第1次候補者のうち、第2次候補者として相応しいと考える者（以下「適任者」という。）3名を選択する。
 - ③ ②の手順において得票数の上位の者から3名を適任者として選出する。ただし、その末位に得票同数の者があり得票数上位の者が4名以上となった場合には、協議によりその取扱いを決定する。
 - ④ 多様性の観点から、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を超えない範囲内において適任者を追加する必要性について検討を行う。
 - ⑤ ④の手順において追加が必要と総長選考・監察会議が判断した場合、第1次候補者のうちから、**追加の適任者**について無記名投票を行う。
 - ⑥ ⑤の手順の結果を踏まえて協議し、③の手順で選出した適任者と合わせて5名を限度として適任者を選出する。
- (2) (1)③及び⑥の手順で選出された適任者について、内規第3条第1項第2号及び同条第2項に基づき表決を行い、第2次候補者を決定する。

2. 留意事項

- (1) 適任者の選出に当たっては、求められる総長像に合致していることを前提とする。
- (2) 1. (1)の協議に当たっては、出席委員全員から広く意見を聴取する。
- (3) 1. (1)は、基本的な協議の流れであり、上記によらない場合は、その都度協議してその取扱いを決定する。
- (4) 1. (1)の協議に当たっては、協議を進めるため、委員の意見の分布を確認することを目的として、投票の方法を用いることができる。投票を行う場合は、委員の構成に鑑み、議長は投票することができる。ただし、1. (2)の表決に当たっては、内規第3条第2項に基づき議長は投票することができない。

趣旨

総長選考プロセスの透明性の確保及び実施する事項の明文化、総長選考・監察会議による国立大学法人法に基づいた主体的な選考の実施、総長選考プロセスにおける各会議の役割の明確化、選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大その他の必要な改正を行う。

概要

【改正規則等】

(3-2) 東京大学総長選考・監察会議内規（案）【改正】

(3-3) 東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則（案）【改正】

【改正内容概要】

1. 総長選考プロセスの透明性の確保及び明文化等

(1) 公表事項の追加及び明確化等

- ①代議員会で選出され選考・監察会議に第1次候補者として推薦された者の氏名及び得票数を公表（新規）（細則案2. (9)）
- ②第1次候補者の決定後、各候補者の氏名を公表（新規）（内規案第11条）
- ③第2次候補者の決定後に公開される資料が、候補者の提出した総長候補者資料等であることの明文化（内規案第13条）
- ④意向投票の結果について、得票数及び白票数を、最後の投票回のみでなく全ての投票回について公表するよう改正（新規）（細則案5. (5)）

(2) 第2次候補者の決定プロセスの明文化

- ①第2次候補者を決定する手順を事前に選考・監察会議で定める（新規）（内規案第12条第4項）
- ②選考・監察会議において、今後、第2次総長候補者を決定するまでの具体的な手順を定める予定

(3) 収集する候補者情報及び総長予定者を決定するにあたって考慮する事項の明確化

- ①第1次候補者から総長候補者資料等を提出させることの内規への明記（併せて細則から削除）（内規案第12条第1項）
- ②従前から存在するが明文で規定されていなかった第1次候補者の推薦人・推薦書について明記（同第2項）
- ③総長候補者資料等と推薦書は、面接を含めた調査を行うにあたって踏まえるものであることを明記（同第3項）
- ④選考・監察会議が総長予定者を決定するにあたって考慮する事項を列記し、これらを総合的に考慮することを明記（内規案第16条）

2. 構成員等に対する候補者情報の発信・提供の充実化（内規案第14条）

意向投票の実施に先立ち、第2次候補者による動画の形態による所信表明のプロセスを追加（新規）

3. 総長選考・監察会議による主体的な選考

意向投票の投票回数の見直し（細則案5. (2)）

総長選考・監察会議がより主体的な選考を行うため、意向投票の回数を、これまでの最大4回から最大2回までに見直し（新規）

4. 選考プロセスにおける各会議の役割の明確化

(1) 会議ごとの役割の明確化（内規案第9条、第10条）

代議員会及び経営協議会は第1次候補者を推薦するのであって決定する権限はないことから、各会議が推薦する者を選出し、選考・監察会議に通知し、通知された者について選考・監察会議が審議し、表決を行うことで第1次候補者として決定される、という流れを明記

(2) 第1次候補者となることを辞退する場合の流れの明記

- ①代議員会で選出された者に対し、代議員会の議長から第1次候補者として推薦されることの可否を確認するプロセスを追加。
辞退した場合は第1次候補者としての推薦から除く（細則案2. (8)、(9)）（新規）
- ②選考・監察会議委員が選出され、辞退せず第1次候補者として推薦された場合、選考・監察会議において第1次候補者を決定するための審議に加われないことを追加（細則案3. (1)）（新規）

5. 選考プロセスへの学内構成員の参画の拡大等

(1) 代議員会の構成員の追加等

- ①公共政策学連携研究部は研究科以外の大学院組織として情報学環と組織上の位置づけが同じであることから、代議員を選出する母体の部局として追加（細則案1. (4)、別表1）、教授会構成員以外の代議員については従前と変更がないため、対応する形で文言整理（細則案1. (4)）**（新規）**
- ②学部を有する研究科からは教授会構成員以外の代議員を1名増やして計2名とするため、別表2に人数欄を追記
（細則案1. (1) イ.) （新規）
- ③常勤の教職員の定義に職域限定職員を追加（明文化）**（細則案1. (4)）。**
- ④本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正**（細則案1. (2)、(6)）**
- ⑤意向投票の投票資格を有する者の定義の変更に対応し、代議員の定義が変わらないよう文言を調整
（細則案1. (1) ア. 、イ. ）
- ⑥表現を正確にするために、「本部」を「本部事務組織」に修正**（別表2）**
- ⑦本部事務組織の代議員数は従前より6人であったことから、その旨を明記**（別表2、別表2(2)）**

(2) 意向投票の投票資格を有する者の追加等

- ①意向投票の投票資格を有する者に大学の運営・経営への関与という観点から部長級及び事務系の課長級職員が加わることによる文言の追加**（細則案4. (1)）（新規）**
- ②教授（特例）ポストの廃止に伴い削除**（細則案4. (5)）**
- ③本学組織の類型として「全学センター」がなくなったことに伴う文言修正**（細則案4. (8)）**

6. その他

(1) 表決事項から「求められる総長像の決定」を削除（内規案第3条）

「求められる総長像」は、選考・監察会議における継続的な議論を通じて作り上げるものであり、表決により議決する性質とは異なるため削除

(2) 意向投票の実施方法の変更（細則案5. (1)、(5)）

システムを用いたオンライン投票を前提とした文言の修正を行うほか、対面の投票を前提とした不要な号や文言の削除

(3) その他、条の追加による条ずれや字句修正の対応等

【その他改正が必要な規則等】

経営協議会から総長選考会議への第1次総長候補者の推薦方法・手順に関する申合せ

経営協議会から総長選考会議へ第1次候補者を推薦する方法・手順について、推薦、投票、決定の手順の細目を定めるもの

※経営協議会にて見直しを検討予定

【改正スケジュール（予定）】

- ・12月1日 総長選考・監察会議にて審議・即日改正施行（予定）

参考資料

- [【参考資料】次期総長選考に向けた課題検討（総長選考・監察会議）](#)

(年 月 日現在)

総長候補者資料

1. 氏名及び年齢（令和8年度末年齢）

写真

45mm×35mm

2. 現職

3. 学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）

4. 学歴（大学卒業以降）

5. 主な職歴

6. 主な教育・研究・社会活動

(案)

7. 主な論文・著書（題目、出典、発行年を記載）

8. 学会、審議会等における主な活動

9. その他特記事項（受賞歴等）

(案)

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

※ 6. に記載した活動について、専門外に伝わるよう平易な表現で1頁以内にまとめ
てください。

(案)

1 1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

※ 1 頁以内で簡潔かつ具体的にご記載ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は本学のウェブページで学内外に公開されます。

※英訳を添付してください。

(案)

※ 全体で3,000字程度収まるようにご記入願います。

資料 5-2

東京大学の教育、研究、運営・経営等に関する所見

氏名：

1. 世界や日本の将来を展望しつつ、今後の大学、特に東京大学の果たすべき役割をお聞かせください。

2. 東京大学の教育に対するお考えをお聞かせ下さい。

3. 東京大学の研究に対するお考えをお聞かせ下さい。

4. 東京大学の運営・経営、社会連携、国際化に対するお考えをお聞かせ下さい。

5. 大学運営・経営における総長の役割、総長のリーダーシップのあり方について、お考えをお聞かせ下さい。

6. 国際卓越研究大学としての将来構想に関するお考えをお聞かせください。

7. その他、東京大学の取り組むべき重点項目など、自由にご記入ください。

※第2次総長候補者に決定した場合、この様式は、本学のウェブページで学内外に公開されます。

※英訳を添付してください。

次期総長選考に向けた主な検討スケジュール（イメージ）

資料 6

2025 (R7) .8.27
総長選考・監察会議

年度	2024年度		2025年度													2026年度					
主な検討事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4					
求められる総長像						経営協議会・教育研究評議会において意見交換		◆求められる総長像（案）の決定	運営方針会議への意見照会	◆求められる総長像の決定			学内諸会議報告								
総長選考プロセス								◆プロセス等の（案）決定	学内諸会議提示	◆プロセス等の決定			学内諸会議報告								
規則改正（必要に応じて）								◆改正案の決定	学内諸会議提示	◆規則改正			学内諸会議報告								
会議日程	1/10 総長選考会議		3/14 総長選考会議	4/16 総長選考会議	5/21 総長選考会議	6/10 教育研究評議会	6/20 総長選考会議	6/23 経営協議会	7/22 運営方針会議	8/27 総長選考会議	9/9 科所長会議	9/16 教育研究評議会	9/17 運営方針会議	10/31 総長選考会議	11/14 総長選考会議	12/1 総長選考会議	1/6 科所長会議	1/13 教育研究評議会	1/14 総長選考会議	1/30 運営方針会議	3/13 総長選考会議

※このスケジュール（イメージ）は今後の検討状況等により必要に応じて見直す。

本学における総長選考・監察会議の概要

○設置根拠

- ・国立大学法人法第12条第2項

○任務

- (1) 総長の選考
- (2) 総長の解任の申出
- (3) 総長の業務執行の状況についての確認及び中間評価の実施
- (4) 総長の任期に関する事項の審議
- (5) 大学総括理事の設置の是非に関する事項の審議
- (6) 運営方針委員の選任及び解任についての審議
- (7) 運営方針委員の任期に関する事項の審議

○委員構成

- ・経営協議会選出 8名
- ・教育研究評議会選出 8名 計16名

○委員の任期

- ・経営協議会選出委員 2年、再任可（在任上限通算6年）
- ・教育研究評議会選出委員 3年
- ・交代の場合は前任者の残任期間

○開催

- ・通常 年8回程度（おおむね経営協議会と同日に開催）
- ・令和6年度は13回（うち、書面審議4回）
- ・選考実施年度は面接調査を含めて9回程度（2020年度実績）

国立大学法人法に基づく総長選考

国立大学法人法（抄）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。

- 一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
- 二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。

7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）（26文科高 第441号）平成26年8月29日 p6～一部抜粋

2. 国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正

国立大学法人法及び同法施行規則の改正は、全ての国立大学法人等に適用されるものである。

（1）学長又は機構長の選考の透明化（国立大学法人法第12条及び第26条関係）

① 学長等選考会議は、当該国立大学法人等にふさわしい学長又は機構長の候補者を選出する重要な責任と権限を有しており、この責任と権限に基づき、広く学内外の候補者から主体的に選考を行うこと。このため、学長等選考会議が定める基準には、学長又は機構長に求められる資質・能力、学長又は機構長の選考の手続・方法に関する具体的な事項が盛り込まれることが想定されること。

3-3 学長選考・監察会議

【原則3-3-1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】

学長選考・監察会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考・監察会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求める主体的に選考を行うべきである。

【補充原則】

3-3-1① 学長選考・監察会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。

3-3-1② 法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。

【原則3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】

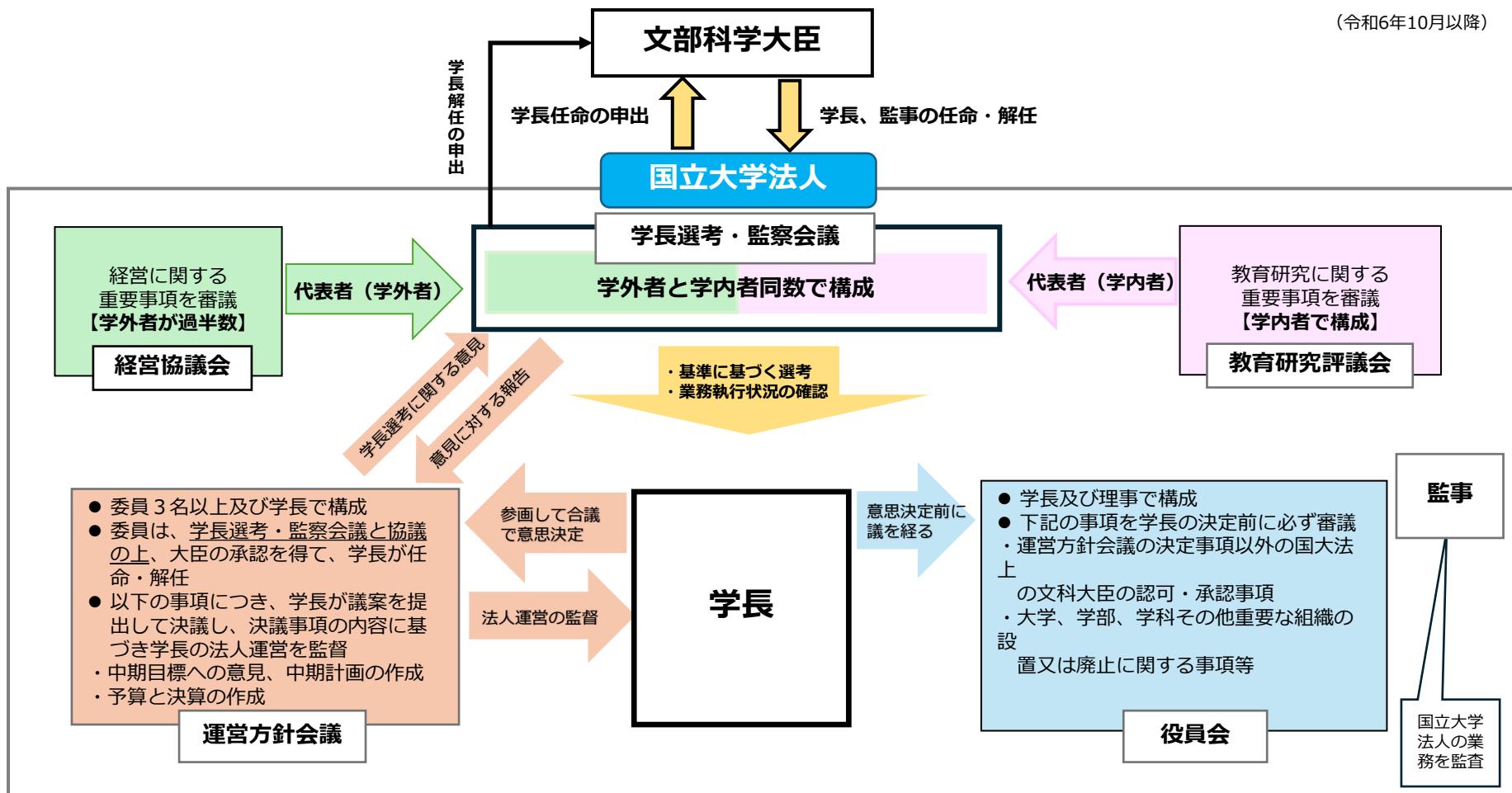
学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにすることなく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。

【補充原則】

3-3-3① 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。

3-3-3② 学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。

国立大学法人のガバナンス



前回総長選考後の対応について

参考資料 2

2020(R2)年9月 要望書や質問状の提出

総長選考会議 第2次総長候補者の選定（2020（令和2）年9月）

→プロセスの公平性・透明性に問題があるとして学内外から要望書や質問状等が提出された。

2020(R2)年10月～12月 選考過程の検証

外部の弁護士数名によって構成される「①総長選考過程検証委員会」を発足し検証を行った。

→検証結果
・次期総長予定者の決定は、正当に成立した。

・総長選考会議の組織、運営に関して課題がある旨意見

「①令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書」 令和2年12月11日 令和2年度総長選考過程検証委員会

2021(R3)年1月～3月 「②総長選考会議の組織検討タスクフォース」において総長選考会議に関する検討課題の整理

「②総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書」（令和3年3月） 総長選考会議の組織検討タスクフォース

組織に関すること

- ・教育研究評議会、経営協議会における総長選考会議委員の選出方法のあり方
- ・学内委員の任期・交代・再任のあり方
- ・学外委員の任期・交代・再任のあり方
- ・総長選考会議の運営の適正性の確保

運営に関すること

- ・議事運営ルールの明確化
- ・議事録や録音などの管理・公開方法
- ・議長の役割について
- ・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化等

改善の取組検討

2021(R3)年4月～11月 ③総長選考会議の組織検討ワーキンググループ

→具体的な改善方策等を経営協議会及び教育研究評議会に提案

「③総長選考会議の組織検討ワーキンググループの検討結果に関する報告（最終報告）」 令和3（2021）年11月 総長選考会議の組織検討ワーキンググループ

組織に関する具体的改善事項

【総長選考会議委員の選出方法のあり方】

- ・「東京大学経営協議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、経営協議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選考方針、選出手続を定めた。
- ・学外委員候補者推薦委員会の設置
- ・「東京大学教育研究評議会における総長選考・監察会議委員の選出に関する内規」を制定し、教育研究評議会における総長選考・監察会議委員を選出するにあたっての選出方法について、従来の部局輪番制を維持しつつ規定を明文化。

【学内委員の任期等】

- ・総長選考会議学内委員の任期を3年とする。

【学外委員の任期等】

- ・総長選考会議学外委員の任期を2年、在任期間上限を通算6年とする。

【経営協議会学外委員】

- ・経営協議会学外委員の在任期間上限を通算8年とする。

・経営協議会学外委員の構成に関する方針決定

多様性の確保、本学執行部経験者の学外委員就任制限、選考理由等の公表

改善の取組検討

2021（R3）年度

総長選考会議において、関連規則等を検討し、改正

運営に関する具体的改善事項

関連規則等の改正

- ・表決により議決すべき事項、表決方法、手続きの明確化
- ・議事の記録、公開など運営の改善
- ・保秘事項の明文化
- ・議長の選出にあたって総長が関与することを避け、互選を実質化、議長選出方法の明確化
- ・議長行動指針の制定
- ・会議の傍聴、陪席者の明文化
- ・経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員に対する情報提供及び説明責任の強化

- 意向投票、総長予定者の決定（総長選考・監察会議）を同日に実施し、総長予定者の決定後、概要とともに記者会見時刻を入れ、プレスリリースを行う。記者会見は原則翌日に実施する方向で検討する。

